

# アニマルウェルフェアに関する内外の動き 雄ひな淘汰禁止、ブロイラー新基準案など

(株)イシイ代表取締役社長 竹内正博

今回は2023年にドイツと米  
国で視察した経験を基に、アニマ  
ルウェルフェア(AW)に関する  
国内外の最近の話題を提供したい。

- (1) ドイツの採卵鶏における雄ひ  
な淘汰禁止の代替案、(2) 欧州の  
ブロイラーに関するAW新基準案、  
(3) 米国のAW対応ブロイラー農  
場、(4) わが国のAWガイドライン、  
(5) まとめ——の順で報告する。

## (1) ドイツの採卵鶏における 雄ひな淘汰禁止の代替案

筆者は2023年9月にZDG  
(ドイツ家畜協会)を訪問し、ド  
イツのひな淘汰禁止の代替案につい

て話を聞くことができた。ドイツで  
は2022年1月1日以降、雄ひな  
の淘汰が禁止された。雄ひなは淘汰  
できないので、現在実施されている  
代替案は3通りある。

資料1にあるように、実用化され  
ている方法は、一つは侵襲性(尿膜  
腔液のサンプルを取る)卵外での測  
定方法、非侵襲(光学的分析)卵内  
での測定方法、雄も育てる方法——  
である。雌ひな当たりコストにおい  
て、一番安価な方法は卵内での測定

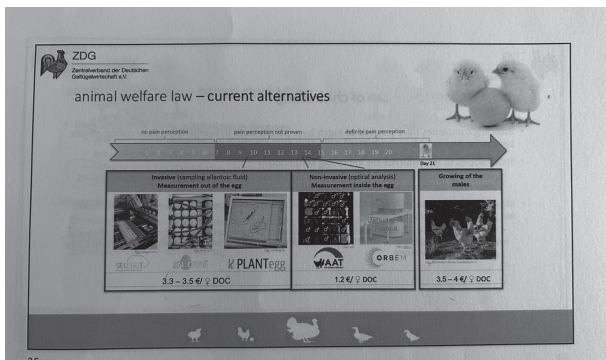
であるが、1・2ユーロと大変に高  
額となる。雄ひな淘汰禁止後に生産  
コスト高で小規模孵卵場が廃業した  
ため、採卵鶏孵卵場数は2021年

の22カ所から2022年の15カ所へ  
と急減した。

視察した2カ所の量販店で調べた  
卵の売値と表示は次の通りである。

ベルリンにあるEDEKA店で  
は、雄ひなも育てる採卵鶏から生産  
された食卵の売値は2・99ユーロ(4  
63円)／10個。卵容器(資料2)  
には「私たちを守ってください。命  
の価値(団体名)は、雄ひなを守っ  
ています」と表示していた。

シュトゥットガルトの東にある量  
販店PENNY店では、卵内雌雄鑑  
別で孵化前に雄種卵を処分し、雌鶏  
から生産された食卵の売値は1・99  
ユーロ(308円)／10個だった。



資料1：アニマルウェルフェアの法律—現在ある代替案



資料3：表示「ひなを殺していません」



資料2：表示「私たちを守ってください。命の価値(団体名)は、雄ひなを守っています」



資料4：表示「ひな」



EDEKA

卵容器(資料3)には「ひなを殺していません」と表示。雄ひなを育てている採卵鶏農場から生まれた卵は

## (2) 欧州のブロイラーに関するAW新基準案

50%高で販売されていた。ほとんどの卵容器にひなの表示(資料4)がされていたのは驚きであった。

2007年に採択された欧州連合(EU)のブロイラーAW基準は、見直し時期にきている。2023年12月5日付のWat Poultry ([https://www.watpoultry.com/blogs/food-safety-processing-perspective/blog/15636544/proposed-efa-regulations-threaten-eu-broiler-producers?utm\\_source=Omeda&utm\\_medium=Email&utm\\_content=NL-Poultry+Update&utm\\_campaign=NL-Poultry+Update\\_20231206\\_1900&oly-](https://www.watpoultry.com/blogs/food-safety-processing-perspective/blog/15636544/proposed-efa-regulations-threaten-eu-broiler-producers?utm_source=Omeda&utm_medium=Email&utm_content=NL-Poultry+Update&utm_campaign=NL-Poultry+Update_20231206_1900&oly-)

encid=0139H1739701CU)に、EFSA(欧州食品安全機関)のAWブロイラー科学的見解(AW基準案)について、育種会社であるエビアジェン社CEOのJan Henriksen氏のコメントが掲載されている。

一般的なブロイラーの増体実態は65〜68グラム/日であるが、AW基準案は増体50グラム/日以下である。もしこの案が採択されると、EUは鶏肉輸出から輸入国に変わるだろうと、CEOは述べている。そして、もしこの案が採択されると、鶏肉輸出のタイとブラジルにも大きな影響が出てくると予想される。

## (3) 米国のAW対応ブロイラー農場

米国でのAW対応ブロイラー飼養に関する一例を報告したい。

2023年8月に筆者はインディアナ州のAmish Country Poultry(Miller Brand)のブロイラー農場を視察した。坪羽数制限はあるとして、視察したブロイラー農場のAW付帯設備(資料5)は、①太陽光窓②隠れ家(暗い場所)③止まりパイプの3つであった。



資料5：太陽光窓 隠れ家（暗い場所） 止まりパイプ

鶏肉の売り先である量販店クロガーのフォートウェイン店でミラー鶏肉の売値（資料6）は、ムネ正肉6・99ドル／ポンド、モモ正肉5・99ドル／ポンドで、一般プロイラーより50%ほど高く売られていた。一方、タイソン鶏肉の売値（資料7）は、ムネ正肉で4・49ドル／ポンド、モモ正肉3・99ドル／ポンドであった。ムネ正肉の売値はモモ正肉より12%高となっているが、ムネとモモ正肉価格差は縮小している。

#### (4)わが国のAWガイドライン

COVID・19による世界的損害は1000兆円以上といわれるほどに莫大であった。筆者はAWがHP AI由来のパンデミックに対する基本的予防になると考えている。

2023年7月26日に農林水産省畜産局長通知としてAWに関する畜種ごとの新たな指針（飼養管理に関する技術的な指針）が発出され、国のAWガイドラインができた。日本はAWで世界に遅れていると言われ続けてきたが、幅広く消費者・生活者・流通・加工・行政関係者にもコストアップ負担に対する理解と協力が得



資料6：6.99ドル／ポンド AW ムネ正肉

られれば、欧米では一般的に実施されているAW対応は、国内でも取り組める段階になった。

その意味においては、わが国のAWガイドライン制定は良いスタートになっている。認証制度の必要性については触れていないが、ステーキホルダーの理解と協力を得るためには認証の必要性があるのではないか。



資料7：4.49ドル／ポンド ムネ正肉

業界のニーズを受けて、AW認証機関が国内でも設立しており、日本のAWは前進していると言える。

指針の内容は、各畜種ごとの飼育管理等について「実施が奨励される事項（encouraged）」と「将来的な実施が奨励される事項（desirable）」を明確にするとしている。そして指針の発出後は、実施状況を国がモニタ

リングし、「実施が奨励される事項

(should)」の達成目標年次を設定する  
としている。そのために、まず行う  
べき重要なことはブロイラーと採卵  
鶏の指針第1の1にある管理方法の  
観察・記録であると思う。

記録について、指針では【実施が  
推奨される事項(should)】が次のよ  
うに記載されている。

「鶏の健康状態、疾病及び事故の発  
生の有無並びにその原因、死亡羽数、  
羽つつきの発生の有無、飼料の給与  
量又は摂取量、水が適切に給与でき  
ているか、最高及び最低温度、湿度  
等を毎日記録する。1日当たり、1  
週間当たり及び累積の死亡率、淘汰  
率、罹患率及び生産成績は、予期さ  
れる範囲内とし、生産サイクルの主  
要な飼養管理の機会等に応じ、死亡  
率、疾病率、淘汰率を確認し、その  
増減の原因、治療の内容等とともに  
定期的に記録する。記録する項目は、  
アニマルウェルフェア上の問題を生  
じている可能性のある行動(第7の  
6を参照)(採卵鶏は第7の2を参照)  
が見られる場合等は、状況に応じて  
追加する。」

採卵鶏では、産卵の状況(産卵率等)  
など、ブロイラーより多くの記録が

必要とされている。

ブロイラー指針第7の6に記載さ  
れている6つの行動は「恐怖行動、  
空間分布、バンティング及び翼を広  
げる行動、砂浴び、採餌・飲水及び  
ついでみ、羽つつき及びカニバリズ  
ム」である。一方、採卵鶏指針第7  
の2に記載されている12の行動は「砂  
浴び、恐怖行動、採餌及び飲水行動  
ついでみ行動、有害な羽つつき及び  
カニバリズム、運動及び快適な行動  
営巣、止まり、休息及び睡眠、社会  
的行動、空間分布、体温調整行動、  
鳴き声」である。

### (5) まとめ

海外では欧州から始まったAWが  
次の段階へと移行しつつある。EU  
では、採卵鶏AWの観点から採卵鶏  
孵卵場で雄ひなの淘汰禁止に高い関  
心が集まっている。2022年1月  
1日以降に雄ひなの淘汰は禁止され  
たドイツで量販店を視察した感想は、  
ひなが卵容器に表示されているのは  
驚きであり、大切に種鶏場で種卵を  
生産し、孵卵場で健康なひなを生産  
して、農場でひなを飼養しなければ  
ならないと痛感した。

採卵の可否はともかく、EUで2  
007年に制定されたブロイラーA  
W基準はより厳しい内容で改訂も検  
討されているようである。米国では  
AWブロイラー農場が付帯設備等を  
導入して増える傾向にある。

一方、国内ではAWに関する5つ  
の自由の確保については、通常の行  
動様式を発現する自由が今後の課題  
である。通常の行動様式を発現する  
自由の確保は、決して難しいことで  
はなく、坪羽数制限と共に付帯設備  
の太陽光窓・止まり木・遊び道具等  
を導入することであると思われる。  
5つの自由のうち、通常の行動様式  
を発現する自由を確保するために、  
できる範囲でブロイラー農場に付帯  
設備を導入することは良いスタート  
になる。そして、ステークホルダー  
の理解と協力を得るためにはAW認  
証の必要性があるのではないかと考  
える。

今後、わが国のAWガイドライン  
に対応していくために、直接的飼養  
管理の努力義務は当然として、より  
細かな観察・記録、知識・技術の取得、  
設備、計画作成等、取り組みのレベ  
ルアップが必要となると思っている。  
その中でも、ブロイラーと採卵鶏の  
指針第1の1にある管理方法の観察・

記録は重要である。

12月14日に農林水産省が開催した  
令和5年度第2回国際獣疫事務局(W  
OAH)連絡協議会によれば、20  
24年5月のWOAH総会で採択予  
定の「第7.1章アニマルウェルフェア  
の勧告に関する序論」改正案には、  
5つの自由とともに「5つの領域」  
の概念が提示されている。同案では、  
AWの基本理念として「5つの自由  
(Five Freedoms) 飢え、渇きおよび栄  
養不良からの自由、恐怖および苦悩  
からの自由、身体的および熱の不快  
さからの自由、苦痛、傷害および疾  
病からの自由、通常の行動様式を発  
現する自由」はAWにおいて役立つ  
指標を提供しているが、5つの領域  
(Five domains) 栄養、環境、健康、  
行動相互作用、精神状態)はAWの  
系統的な科学的評価を裏付ける」と  
している。